

講師派遣料(交通費込・消費税別)

■災害・防災と男女共同参画

■女性活躍推進 女性のキャリア/就労支援 学生のキャリア/ライフプラン 男女共同参画推進

		基準価格(1時間あたり)
団体等	従業員数300人以下の規模の団体等	20,000円
中小企業	中小企業基本法の定義に該当する規模の企業	
上記以外の企業、行政機関等	中小企業基本法の定義に該当しない規模の企業、行政機関等	40,000円

※参加人数や内容等により、複数講師の派遣等が必要となる場合には、別途料金が発生することがあります。

- ・講演料は、個人への支払ではなく、当協会への支払いとなります(源泉徴収は不要です)。
- ・1回の講師派遣は、1時間以上からお受けしています。
- ・いずれも事前打合せ費用・交通費込、消費税別となります。
- ・原則として、横浜市内の企業・団体等への派遣とさせていただきます。
- ・会場はご用意ください。横浜市男女共同参画センターを会場にご利用の場合は、別途施設利用料金等を申し受けます。
- ・横浜市男女共同参画センターの見学と合わせた研修等も可能です。

■ハラスメント防止

		ベーシックコース 対象:全社員	アドバンスコース 対象:管理者、リーダー	ハラスメント相談員研修/相談対応研修 対象:相談窓口担当者、人事担当者、管理職としての部下対応力を向上させたい方
団体等	従業員数300人以下の規模の団体等	90分 30,000円	90分 36,000円	120分 48,000円
中小企業	中小企業基本法の定義に該当する規模の企業	120分 40,000円	120分 48,000円	150分 60,000円
		※単価20,000円/60分	※単価24,000円/60分	※単価24,000円/60分
上記以外の企業、行政機関等	中小企業基本法の定義に該当しない規模の企業、行政機関等	90分 60,000円	90分 72,000円	120分 96,000円
		120分 80,000円	120分 96,000円	150分 120,000円
		※単価40,000円/60分	※単価48,000円/60分	※単価48,000円/60分

※参加人数や内容等により、複数講師の派遣等が必要となる場合には、別途料金が発生することがあります。

- ・いずれも90分～(ハラスメント相談員研修/相談対応研修のみ120分～)。以降、30分単位でお受けいたします。
- ・原則として、横浜市内の企業・団体等への派遣とさせていただきます。
- ・会場はご用意ください。横浜市男女共同参画センターを会場にご利用の場合は、別途施設利用料金等を申し受けます。

《オンラインでの実施をご希望の場合》

- ・配信機材および配信環境等は、ご依頼元でご準備いただけます。
- ・オンラインオプション費用10,000円(税別)を別途申し受けます。
- ・録音・録画はご遠慮ください。

※詳細はお問い合わせの際、ご相談ください。

《参考》

■中小企業基本法の定義

- ・製造業:その他 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ・卸売業:資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ・小売業:資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- ・サービス業:資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

中小企業庁ホームページより